

新旧対照表

○ 柏市工事成績評定要領

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（評定の対象） 第2条 評定は，請負契約金額が<u>130万円</u>を超える工事について行うものとする。ただし，次に掲げる工事は除く。 （1）災害，事故等に伴う緊急措置工事 （2）仮設物設置工事（存置期間が定められているものに限る。） （3）その他技術管理課長が必要ないと認めるもの	（評定の対象） 第2条 評定は，請負契約金額が<u>200万円</u>を超える工事について行うものとする。ただし，次に掲げる工事は除く。 （1）災害，事故等に伴う緊急措置工事 （2）仮設物設置工事（存置期間が定められているものに限る。） （3）その他技術管理課長が必要ないと認めるもの